



政策の概要

下記のⅠ～Ⅲの3つの政策領域の下に重点的に取り組む11の個別分野、Ⅳ「推進体制の整備・強化」について、それぞれ令和12年度末までの「基礎知識」と令和7年度末までの「施策の基本的方向」と「具体的な取組」が定められています。

Ⅰ.あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請、地方議会における取組（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）の要請 など

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 男性が子育てに参画できるような環境整備の推進（男性の育児休業取得率の向上など）・就活セクハラ防止 など

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進 など

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 女子生徒の理工系進路選択の促進 など

Ⅱ.安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から令和4年度を「集中強化期間」として取組を推進・新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化 など

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保・高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 など

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 不妊治療の経済的負担の軽減や仕事との両立を支援する環境の整備・緊急避妊薬の利用について検討 など

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

- 女性の視点からの防災、復興ガイドラインに基づく取組の浸透・地方公共団体との連携 など

Ⅲ.男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討・旧姓の通称使用拡大・夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める など

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

- 校長、教頭への女性の登用・医学部入試について男女別合格率の開示促進 など

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる など

Ⅳ.推進体制の整備・強化

EBPM（客観的根拠や証拠に基づく政策立案）の観点を踏まえ、計画中間年における点検・評価を実施・男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映 など



詳細は内閣府男女共同参画局HPをご覧ください。

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」です



10代、20代に対する性暴力の手口が巧妙になっています。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性であってもすべて性暴力です。

性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

性犯罪・性暴力のための
ワンストップ被害者
支援センター（内閣府）

はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害電話相談
（警察）

ハートさん
#8130

相談のことなど詳しくは

性暴力をなくそう